

## 『狂犬病ワクチン』 - 海外に犬や猫を持ち出す場合の推奨注射プログラム

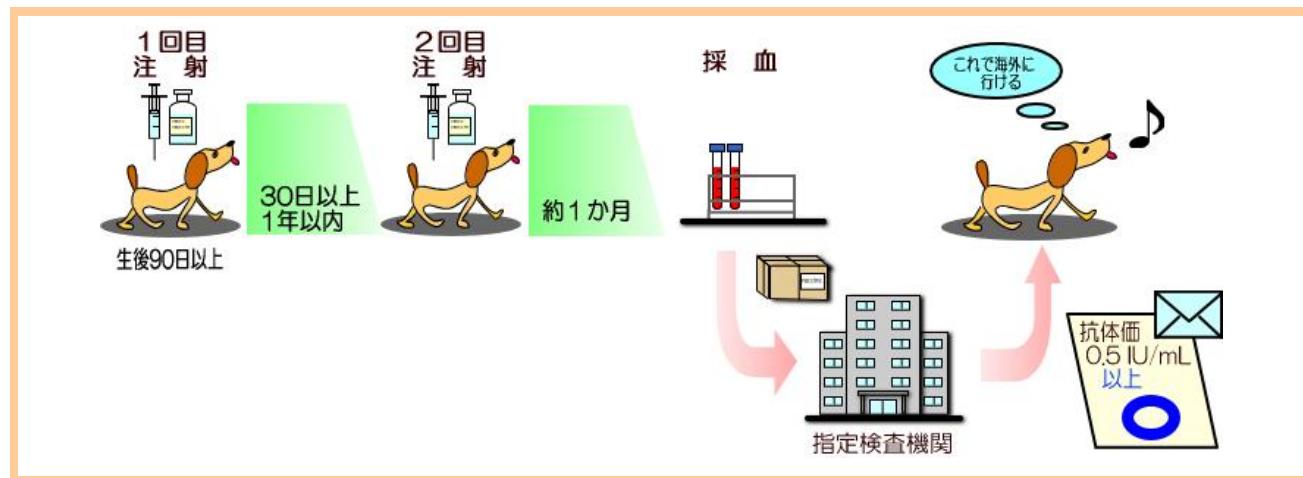
わが国の犬等の新しい検疫制度<sup>1</sup>では、日本から持ち出された後、海外で一定期間を過ごして連れ帰る犬、猫については、マイクロチップの装着、狂犬病ワクチンの注射並びにその抗体検査<sup>2</sup>等を日本にいる間に予め行っておくことにより再入国が簡単になります。詳しくは農林水産省動物検疫所(0476-30-2974)にお尋ね下さい。

英国など一部の国に犬や猫を持ち出す場合にも、狂犬病に対する抗体価が0.5 IU/mL以上でないと検査に不合格とされ、入国が許可されません。

1:平成16年11月6日施行 2:抗体価0.5 IU/mL以上が必要

**そこで** 抗体価を基準となる値以上に上昇させるためには、法令に規定されたとおりの適正な時期にワクチン注射を行い、一定の期間を経て抗体検査を行うことが重要ですが、その実施に当たっては、下記事項に留意されますようお願い致します。

- 1) 生後91日以上の犬や猫に1回目を注射し、1回目注射日から30日以上1年以内の間隔を置いて2回目の注射を実施して下さい。
- 2) 抗体検査には、2回目注射後約1か月を経過した時点で採血し、決められた方法でそれぞれの指定検査機関に送付して検査してもらって下さい。



毎年適切に狂犬病ワクチンの注射を受けている犬では、2回目の注射を省略できる場合がありますので、動物検疫所(0476-30-2974)又はワクチンメーカーにご相談下さい。

農林水産省動物検疫所ホームページ <http://www.maff-aqs.go.jp/>

UK NOW <http://www.uknow.or.jp/uknow/checklist/pet/index.htm>  
 在日イギリス大使館、ブリティッシュ・カウンシル、英国政府観光庁、在日英国商業会議所の共同による英国関連情報サイトです。英国への犬・猫持ち込みに関する新制度、「Pet Travel Scheme」(PETS)についての解説があります。

3) ごく稀に見られる抗体応答の低い個体に注射した場合や、免疫機能が成熟していない生後90日以下の幼犬や幼猫に注射した場合などでは、相手国の検査で不合格となることも起こり得ます。その場合には、前回の注射日からの間隔(30日以上必要)を確認した上で再度注射し、その約1か月後に採血して検査に供して下さい。



社団法人日本動物用医薬品協会 所属

**JVPA** Japan Veterinary Products Association  
 (社)日本動物用医薬品協会

薬学 化学及血清療法研究所  
 TEL 096-344-1211 FAX 096-345-1345

薬学 社団法人北里研究所  
 TEL 048-593-3939 FAX 048-593-3850

薬学 日生研株式会社  
 TEL 0428-33-1001 FAX 0428-31-6166

薬学 微生物化学研究所  
 TEL 0774-22-4518 FAX 0774-24-1407

薬学 松研薬品工業株式会社  
 TEL 042-381-0075 FAX 042-381-0344